

早稲田大学校友会青梅稲門会

第30回定期総会・講演会・懇親会

日時 令和元年6月22日(土)
午後3時～午後6時
場所 青梅市福祉センター

<総会>

1 開会の辞

2 議事

- (1) 第1号議案 平成30年度事業報告
- (2) 第2号議案 平成30年度収支決算報告・監査報告
- (3) 第3号議案 令和元年度事業計画(案)
- (4) 第4号議案 令和元年度収支予算(案)
- (5) 第5号議案 令和元年度役員人事(案)
- (6) 添付資料 青梅稲門会会則

3 閉会の辞

<講演会>

・演題 『真言宗について』

・講師 真言宗豊山派薬王寺 橋本光正氏(昭和41年 文学部卒)
(青梅稲門会副会長)

<懇親会>

平成30年度事業報告

<主な対外交流等>

平成30年

- 5月20日 あきる野稲門会総会
- 6月 2日 福生稲門会総会
- 6月 9日 羽村稲門会総会
- 6月23日 第29回 定期総会
- 7月 7日 早稲田大学商議員会
- 8月19日 東京三多摩支部会長会（調布クレストンホテル）
- 9月30日 早稲田大学秋季代議員会 幹事長事務局長会
- 10月13日 立川稲門会総会
- 10月21日 2018 稲門祭
- 10月27日 校友会 東京三多摩支部大会（大隈講堂）
- 10月28日 早稲田大学 所沢キャンパス祭
- 11月17日 昭島稲門会総会
- 11月24日 青梅・五日市・西武沿線合同稲酔会 主管：昭島稲門会
- 11月30日 東京23区・三多摩支部合同懇話会
- 12月 1日 早稲田大学 商議員フォーラム

平成31年

- 1月19日 羽村稲門会主催の新春コンサート（共催）
早稲田大学マンドリン楽部演奏会
- 2月 2日 武蔵村山稲門会定期総会
- 2月 5日 春季代議員会幹事長事務局長会
- 2月 9日 早慶懇談会 講師 横田 轟 氏（羽村稲門会幹事長）
「イギリスの美しい田舎町コッツウォルズに魅せられて」
- 2月17日 幹事長・事務局長会議

<主な会内活動>

◎役員会 4月28日、5月26日、6月16日、12月8日、1月18日、
3月24日 三多摩支部引継会

◎同好会

- 地域貢献事業「青梅再発見プロジェクト・黒沢専用線」6月30日
- カラオケ同好会 8月18日

◎ホームページの運営

2013年1月に開設した”青梅稲門会”（ウェブサイト）を通じて、情報の発信に務めた。開設以来のアクセス数は24,500回を数える

平成30年度 収支決算報告

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入の部

単位:円

科 目	金 額
定期総会会費	70,000
早慶懇談会会費	110,000
祝い金その他	35,012
校友会組織強化補助費	248,000
前年度より繰越金	688,960
合 計	1,151,972

支出の部

単位:円

科 目	金 額
定期総会費用	102,400
早慶懇談会費用	97,632
渉外費	111,280
会議費	2,245
事務費	1,480
WASEDAサポーターズクラブ寄付金	50,000
稲門祭景品協賛費	25,402
新入会員増強費	10,207
次年度繰越金	751,326
合 計	1,151,972

(別途) 基本金積立財産として
青梅信用金庫 河辺支店 定期預金 588,183 円

上記のとおり報告いたします。

令和元年6月22日

青梅稲門会 会計幹事 浜中 茂

監査報告

上記の決算報告は、正確かつ適正であることを認めます。

令和元年6月22日

青梅稲門会 監事 松 永 勇
高 野 朝 久

令和元年度 事業計画 (案)

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

- 1 定期総会、役員会等の開催
- 2 会員親睦と参加意識向上を目的とする同好会活動の充実
- 3 近隣稲門会及び地域関係諸会との交流、親睦
- 4 大学及び校友会本部・支部実施事業への協力
 - ①東京三多摩支部事業の主幹協力
 - ②稲門祭（10月20日）への協力
 - ③WASEDA サポーターズ倶楽部への寄付
- 5 更なる新規会員加入に向けた諸方策の実施
- 6 その他、当会の目的を達成するための事業の開催

第4号議案

平成31年度(令和元年度) 収支予算(案)自 平成31年4月 1日
至 令和2年3月31日

収入の部

単位:円

科 目	金 額
会費(定期総会)	100,000
祝い金その他	70,000
校友会組織強化補助費、その他収入	248,000
前年度より繰越金	751,326
合 計	1,169,326

支出の部

単位:円

科 目	金 額
定期総会費用	120,000
渉外費	130,000
会議費	30,000
事務費	20,000
WASEDAサポーターズクラブ寄付金	50,000
稲門祭景品協賛費	25,000
新入会員増強費	30,000
予備費	764,326
合 計	1,169,326

令和元年6月22日

青梅稲門会 会計幹事

浜中 茂

青梅稲門会役員人事(案)

令和元年度

役 職	氏 名	卒年・学部	備 考
会 長	大倉 十彌也	昭和43・教育	
副会長	橋本 光正	昭和41・文学	会計担当
幹事長	山崎 茂	昭和55・政経	
副幹事長	玉川 克身	昭和53・商学	
副幹事長	浜中 諭	昭和55・法学	広報担当
副幹事長	副島 茂利	昭和58・文学	
会計幹事	浜中 茂	昭和60・文学	
副会計幹事	宿谷 信夫	昭和59・教育	
副事務局長	谷内 幸恵	平成 7・教育	広報・女性会員担当
副事務局長	石川 芳彦	平成 8・法学	兼副会計幹事
副事務局長	田中 洋一郎	平成 9・法学	
副事務局長	中原 秀文	昭和61・法学	

相談役	村井 謙介	昭和39・理工	前会長(6代)
-----	-------	---------	---------

監 事	松永 勇	昭和42・政経	
監 事	高野 朝久	平成 7・商学	

◎商議員・代議員(青梅稲門会選出)

商議員	大倉 十彌也	昭和43・教育	当会会長
代議員	山崎 茂	昭和55・政経	当会幹事長
代議員	浜中 茂	昭和60・文学	当会会計幹事

早稲田大学校友会青梅稲門会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、早稲田大学校友会青梅稲門会と称する

(目的)

第2条 当会は、会員相互の親睦を図り、母校早稲田大学の発展に寄与することを目的とし、地域社会への貢献にも努めるものとする。

(本拠地)

第3条 当会は、青梅稲門会長宅にその本拠地を置く。

(管轄地域)

第4条 当会は、東京都青梅市並びに西多摩郡奥多摩町を管轄とする。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当会は、次の会員を以て組織する。

- 1 正会員
- 2 準会員
- 3 家族会員（正・準会員の家族）

(正会員資格)

第6条 正会員は、早稲田大学校友会規則第6条及び第34条に規定する早稲田大学卒業生等のうち、第4条の管轄地域及び西多摩郡瑞穂町の在住、在勤者とする。

(準会員資格)

第7条 準会員は、第4条の管轄地域及び西多摩郡瑞穂町に在住する早稲田大学各学部の在籍者とする。

(加入及び退会)

第8条 正・準会員の加入及び退会は、会長に届け出ることにより随時できるものとする。

第3章 総 会

(総会)

第9条 当会の最高意思決定機関として総会を置く。

(総会の構成)

第10条 総会は正会員を以て構成する。

(総会の種類)

第11条 年一回定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(定期総会開催の時期)

第12条 定期総会は、毎年4月から7月の間に開催するものとする。

第4章 役員及び役員会

(役員選出方法)

第13条 役員は、正会員の中から定期総会の承認を経て任命されるものとし、年度中においても必要と認められるときは、役員会の承認を経て役員の補充ができる。但し、新たに補充された役員は、就任後最初の定期総会での承認を得ることを要する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とし、就任には定期総会での承認を要する。なお、任期中の退任の場合は、役員会の承認を得るものとする。また、前条の補充役員の任期は、現任役員の任期満了までの期間とする。但し、現任役員及び補充役員ともにその再任を妨げない。

(役員の種類)

第15条 役員は、互選により次の役職に就任するものとする。

1	会長	1名
2	副会長	若干名
3	幹事長	1名
4	副幹事長	若干名
5	事務局長	1名
6	副事務局長	若干名
7	会計幹事	1名
8	副会計幹事	若干名
9	幹事	若干名
10	監事	2名
11	顧問・相談役	若干名

(役員職務)

第16条 役員職務概要は、次のとおりとする。

- 1 会長は、会務を総括し、対外的に当会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。また副会長のうち1名は、会長の指名により会長職務代行者とする。
- 3 幹事長は、会務全般を監督し、会内部における意見調整・諸活動の統括管理等を行う。また校友会支部との連携を担当する。

- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 事務局長は、会務のうち名簿・会旗等の管理、会内外連絡事項の收受発送、役員間及び会員間の情報共有の他、所要の庶務を行う。
- 6 副事務局長は、事務局長を補佐する。
- 7 会計幹事は、当会の会計責任者とし、当会名義の預貯金等資産を管理し、出納及び校友会本部組織強化補助費等の請求を担当する。また定期総会において予算及び決算の報告を行う。
- 8 副会計幹事は、会計幹事を補佐する。
- 9 幹事は、役員会の会務を補佐する。
- 10 監事は、会計監査を行う。
- 11 顧問・相談役は、役員経験者を充て、会務の遂行に関し助言・支援を与える。

(役員会)

第17条 役員会は、総会の委任を受けて会務を遂行し、必要があると認めるときは随時これを開催する。役員会の開催にあたっては会長または副会長いずれか1名以上の出席を要し、役員会における議決方法等については別途規程を定める。

第5章 会計及び会費

(会計期間)

第18条 当会の会計期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(小口現金の給付)

第19条 会計幹事は、会務の円滑な遂行のため必要に応じて、役員にあらかじめ小口現金を給付することができる。この場合において当該給付を受けた役員は、会務遂行後に支出内訳に証票を添えて会計幹事へ精算申告をしなければならない。

(会費)

第20条 会員は役員会で定められた年会費を納めるものとする。

(活動費の徴収)

第21条 当会の公式行事及び公認の活動等においては、出席会員から活動費を徴収することができる。

第6章 対外交流

(商議員の選出)

第22条 早稲田大学校友会規則第33条第2項及び商議員選出規程第2条に基づき、当会会長は商議員に選出されるものとする。

(代議員の選出)

第23条 早稲田大学校友会規則第19条第3項及び代議員選出規程第2条に基づき、当会幹事長及び事務局長を含む2名を代議員に選出するものとする。

(商議員会費)

第24条 商議員の年会費については、申し出により当会の公費支出とすることができる。

(公費支出の対外交流経費)

第25条 対外交流経費のうち、当会が招待を受けた他の稲門会定期総会への出席費用(祝儀)については、当会の公費支出とする。

(その他の対外交流経費)

第26条 前条規定以外の対外交流経費については、原則として公費支出としない。

但し、役員会において公費支出が認められた場合はこの限りでない。

第7章 雑 則

(会則の変更)

第27条 本会則は、定期総会出席者の過半数の同意を経なければ変更することができない。

(規程の制定及び改廃)

第28条 規程の制定及び改廃は、役員会の決議を以てこれを行う。

附 則

1. この会則は、平成27年6月27日より施行し、平成27年4月1日より適用する。